

NOASOBI ACADEMY 資格認定制度規約

第1条（目的）

NOASOBI ACADEMY（以下「当会」という）は、一般社団法人野遊びリーグ（以下「当法人」という）の運営により、「野遊びの技術・知識を習得するためのカリキュラムを提供し、『NOASOBI GUIDE』の称号を認定すること」を目的とします。

第2条（本規約の変更）

当法人が必要と認める場合には、本規約の改訂を行うことができるものとします。

第3条（資格の種類）

『NOASOBI GUIDE』の称号は、以下のような種類があります。

（1）NOASOBI SCOUT

①条件	対象年齢満5歳以上11歳未満で、保護者からの申込が必要。
②検定料	3,000円
③有効期間	11歳の誕生日前日まで有効
④概要	認定会場にて定期開催される検定に合格すると認定を受けることができる
⑤その他	11歳になった際に当会の会員登録を行うことでNOASOBI GUIDE(個人向け)へ移行することができる（移行後の初年度年会費無料）

（2）NOASOBI GUIDE(個人向け)

①条件	対象年齢11歳以上。当会の個人会員であること。未成年者は保護者の承諾が必要
②検定料	第4条で定めるランクに応じた検定料が必要。
③有効期間	1年（更新可）
④概要	能力に応じて第4条で定める4段階の検定を受講できる
⑤その他	当会の個人会員の資格喪失とともに資格を喪失する

（3）NOASOBI GUIDE(団体向け)

①条件	当会の法人会員に所属する従業員または団体員であること
②検定料	年間受講者上限20名まで20万円/1年あたり。 検定料を支払うことによって受講人数枠を20名単位で増やすことができる
③有効期間	1年（更新可）
④概要	能力に応じて第4条で定める2段階（STARTER GUIDE及びPRO GUIDE）の検定を受講できる。（ただし、個人会員へ移行することで、第3段階以降の検定も受講可能）
⑤その他	当会の法人会員の資格を喪失した場合及び当会の法人会員の法人または団体を退職した場合に資格を喪失する。 但し、上記の場合でも在籍中に法人会員から個人会員に移行すれば資格維持が可能。

(4) NOASOBI SUPPORTER

①条件	当会の承認を得た法人及び団体
②検定料	該当なし
③有効期間	1年
④概要	NOASOBI GUIDE の活躍の場及び金銭的サポート、協賛品、サービスを提供する
⑤その他	当会のサポート会員の資格を喪失した場合に資格を喪失する

第4条（ランク）

『NOASOBI GUIDE』には、以下のようなランクがあります。

ランク名称	対応範囲及びできることの参考レベル
① NOASOBI SCOUT	自然の中で生活することを知る
② STARTER GUIDE	ファミリーなど 5人程度の単位でキャンプに連れて行くことができる程度のレベル
③ PRO GUIDE	グループなど 10人程度の単位でキャンプへ連れて行くことができる程度のレベル
④ MASTER GUIDE	コミュニティ 30人程度の単位でグループキャンプを牽引することができる程度のレベル
⑤ GRAND MASTER GUIDE	地域 100人程度の単位でキャンプイベントを運営することができる程度のレベル

- 2 本資格は、当会が別途定める所定の検定料を支払い、研修を修了し、所定の試験に合格し、必要な手続きを行うことで取得できます。
- 3 本資格の効力は、日本国内に限ります。

第5条（受講資格）

受講資格は以下のようないくつかの条件をすべて満たす必要があります。

- 1) 第3条（資格の種類）に定める条件を満たすこと
- 2) 第8条（資格の喪失）に定めるいずれの事項にも該当しないこと

第6条（継続資格と再登録）

本資格の有効期間は原則1年とし、更新手続き及び所定の費用の支払いにより継続可能です。

- 2 第8条第1項に基づき、当会の会員資格を一時的に喪失したことにより認定資格も失った場合でも、退会後1年以内に再び当会に入会すれば、以前の資格ランクで認定を復帰することができます。

第7条（禁止事項）

受講者及び資格保有者は、以下の行為を行ってはなりません。

- 1) 無断で当法人の名称・商標等を使用する行為
- 2) 虚偽の情報を登録・提出する行為

- 3) 財産権の侵害、または他者への不利益行為
- 4) 法令・規則に違反する行為
- 5) その他これに準ずる不適切な行為

第8条（資格の喪失）

- 当会会員の資格を喪失したときは、資格の認定が喪失します
2. 以下の各号のいずれかに該当する場合、当会は資格の認定を取り消すことができます。
 - 1) 本規約、NOASOBI ACADEMY 会員規約、その他の規則に違反したとき
 - 2) 当会または当法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為を行ったとき
 - 3) 資格取得の際に示された遵守事項に違反したとき
 - 4) 資格取得時の申請内容に虚偽があったと認められたとき
 - 5) 当法人に対する債務を著しく滞納し、是正されなかったとき
 - 6) 第3条（資格の種類）で定める資格更新条件を満たさない、または更新手続きを行わなかつたとき
 - 7) 第7条（禁止事項）に違反したとき
 - 8) 資格保有者が死亡したとき
 - 9) 社会通念上、当会が不適格と判断したとき
 3. 資格を喪失した場合、貸与品は当会へ返却しなければなりません。

第9条（秘密保持）

- 受講者及び資格保有者は、当会から秘密情報を提供された場合、それを秘密として保持しなければなりません。
2. 秘密情報には個人情報を含むものとします。
 3. 秘密情報は、書面による承諾がない限り、第三者への開示・漏洩をしてはなりません。ただし、以下に該当する情報は秘密保持義務の対象外とします：
 - 1) 既に公知の情報
 - 2) 既に自ら取得済みの情報
 - 3) 独自開発の情報
 - 4) 正当な第三者からの取得情報
 - 5) 法令に基づき開示を要請された情報

第10条（反社会的勢力の排除）

- 受講者及び資格保有者は、自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約します。
- (1) 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利害を追求する団体若しくはその構成員又は個人。及びその構成員でなくなった時から5年を経過しない者。以下「反社会的勢力」という。）でないこと。

- (2) 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
 - (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
 - (4) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。
 - (5) 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
2. 受講者及び資格保有者は、前項について自己の違反を発見した場合、直ちに当法人および当会にその事を報告しなければなりません。
3. 当法人および当会は、受講者及び資格保有者が前二項に違反した場合、催告その他なんらの手続も要すことなく、直ちに当該者の資格を喪失させるものとします。

第11条（免責及び損害賠償）

受講者及び資格保有者は、当会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して受講者及び資格保有者または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとします。万が一、当法人が受講者及び資格保有者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に問わらず、間接損害・特別損害・逸失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に問わらず、当法人は一切責任を負わないものとします。

附 則

本規程は 2025 年 11 月 1 日より施行する。